

## 第 11 回年金記録問題検証委員会 終了後座長記者会見（概要）

1. 日 時 平成 19 年 10 月 31 日（水）18 時 45 分から 19 時 20 分

2. 場 所 総務省内記者会見室

3. 説明者 年金記録問題検証委員会 松尾座長

### 4. 概 要

#### 《松尾座長からの報告》

本日、第 11 回年金記録問題検証委員会を開催し、全員一致で最終的な報告書を決定し、総務大臣にお渡しした。これをもって、検証委員会は終了となる。私から申し上げたいことは座長談話としてまとめてあるので、はじめにそれを読ませていただく。

[\(座長談話\)](#)を読み上げ)

#### 《主な質疑応答》

○ 5,000 万件に係るサンプル調査で、38.5%が入力ミス等があった記録ということであるが、来年 3 月までに終わるとしている照合作業への影響について、どういう印象か。

→ 38.5%は少なくない数であるが、厚生労働省及び社会保険庁の方で、鋭意解明し、すみやかに内容を明らかにするとのことなので、それに期待したい。

○ 年金記録問題発生の責任の所在については、全体として十分究明できたと思うか。

→ 委員会としてできる限りのことを尽くしたが、個々人を特定した責任の追求には報告書は言及していない。検証委員会を始めるに当たっては、記録問題が起きたことについて、これまでの経過の中で特段のことがあったのか、何らかの特定個人の適切でない指導なり行政なりが介在したためにこうした結果となったのかということも可能性としてあったので、そうした視点を持っていなかったわけではないが、検証すればするほど、三層構造、地方事務官制度、職員団体の問題、ガバナンスの欠如等の社会保険庁の組織上の問題や、年金記録管理システムや裁定時主義等の事務処理上の問題などの多くの要因があり、そうした要因が長い経過の中で存在し、是正されないまま、組織的に引きずってきたということであった。

さらに、それらの要因の根本的な問題がある。年金制度では、例えば 20 歳から保険料を払い始めて、40 年以上経ってから年金の受給が始まり、その後 10 年から 40 年間にわたって受給が続くとすると、丸めて言えば、ほぼ 1 世紀にわたって 1 人の個人の記録がきちん

と管理されていることが、基礎となっている。保険料を払えば正確に国がこれを記録し、当然受給権が得られるという国民の信頼感に年金制度は支えられてきた。このような年金記録の特段の重要性と特殊性に対する社会保険庁の認識が希薄だったのではないかと、社会保険庁を指導する立場の厚生労働省も国民のための年金記録の正確性の意識が欠如していたことが根本的な要因である。今後は、是非、年金記録に関わる人は、基本的認識を新たにしてもらうことを期待している。

○ 個々人の責任は、過去の行いでもあり、検証しきれなかったということか。

→ そうではない。いろいろな問題が、重層的かつ継続的に、原因としてあるということ。そうした原因を考えると、特定個人の特定の行為ということで責任を追求するというよりも、それぞれの職責にあった人が、それぞれ皆責任があるという考え方である。特に社会保険庁の長官と幹部、年金記録業務を統括する立場にあるその他の幹部、また、記録に関わった職員もそれぞれの立場から、年金記録に対する意識に欠けるところがなかったか反省することが必要ということ。また、社会保険庁だけでなく、厚生労働省も人事や年金制度の運営全体についての更に上の立場からの責任を持っており、事務次官をはじめとする人々、更にその一番上に立つ大臣の責任は免れない。そのような責任を指摘しており、個々にこの人に責任があつて、他の人には責任がないという言い方をするような問題の所在ではない。

○ 個人を特定しないと責任が曖昧になるという懸念はないか。

→ 特定の個人の責任を言ったり、特定の個人の責任はないと言っているのではない。それぞれの職責にあった者は、それぞれに応じた責任があり、各人が真剣に反省すべきであるということ。誰々の責任がないと言っているものではない。

○ 委員会の初会合後、座長は「聖域を設けない」と言っていたが、歴代の大臣や社会保険庁長官からは、何人くらいヒアリングを行ったのか。

→ 社会保険庁長官経験者については、3名の方からヒアリングを行った。これらの方は、責任の大小ということでお会いしたということではなく、社会保険庁の業務に比較的通暁している長官経験者の方に3名おいでいただいて話を伺った。歴代の大臣については、委員会でも議論にはなったが、年金記録の実情やシステムの情報について承知していたのかどうか。省のトップとしての責任は免れないとしたが、それ以上具体的にこの点についてということ承知されている可能性は薄いということで、ヒアリングは行っていない。

○ この4か月半の間に任意調査の限界はあったか。

→ 特に横領等事案の調査については、必ずしも真相が分からないという限界があった。また、年金記録問題は、かなり長い期間にわたる問題であり、関係機関の資料が十分に残っ

ていないという問題もあった。そういう中でも、できる限り実地調査を行うなど、ベストを尽くしたと考えている。

- 年金記録問題については、今回の報告書では網羅できたか。
  - 残念ながら、例えば、年金にかかわる横領等事案については、これで、すべて明らかになったとは思っていない。本人に記録があって社会保険庁には記録が残っていない事案については、横領等の伏在の可能性は否定できない。ただし、これまで判明した横領等事案で年金記録に関するものについては、余罪の有無など徹底的に調査した。今後、年金記録に齟齬があって、横領の懸念が生じた場合には、今回の検証結果が役立つだろうと思う。
- 他にも横領等事案が伏在する可能性も否定できないことは、座長自身はどういう点で感じたのか。
  - 例えば、横領等事案の中には、納付拒否者に仮装して発覚しないような手口を使っていたものもある。社会保険庁は、未納者には催告が行くから、そこで発覚すると主張していたが、催告を確実に実施していた、100%確実に履行されていたという確証が持てなかった。他に伏在の可能性はそれだけでも否定できない。横領事案が今までに判明したものが全てだとは言えない。
- 未統合の 5,000 万件の問題と社会保険庁に記録が残っていない問題の共通性はあるか。例えば、業務管理が杜撰だった点はどうか。
  - 5,000 万件の問題と記録が残っていない問題は、必ずしも関連性はないが、可能性としては、記録が残っていない問題が未統合記録に関係していることもあり得る。業務管理の杜撰さは、両方に影響していると思う。
- 第1回委員会後の会見で、5,000 万件の問題は、年金記録問題の上に黒い雲のように覆いかぶさっているので、それを国民に分かりやすく示したいとの発言があったが、サンプル調査で、その目的は達成されたと考えるか。
  - サンプル調査は、住基ネットとマイクロフィルムとを照合するなど、作業に時間を要し、色々な意味で苦勞した。その結果、38%強の記録の内容は必ずしも分類できなかったが、約 33%は生存の可能性が高く、基礎年金番号との統合可能性が高いことが判明したのは大きな成果だと思う。一方、死亡が判明した者の記録以外に、その他の記録が残ってしまったのは事実だが、社会保険庁が努力して解明していただけるものと期待している。
- 国民は、サンプル調査で、5,000 万件の給付漏れの件数や、給付額の減少分について、明らかになることを期待していたと思うが、それに応じるものとなっていないのではないか。
  - サンプル調査において、約 33%は、今後、基礎年金番号の統合が比較的容易であること

が判明した。給付漏れがあったかどうかは、個々に決まっていくことであり、社会保険庁が、今後、努力して解明していくべきと考える。その他の記録もそれなりに困難は伴うと思うが、社会保険庁に手立てがないわけではない。その中で具体的に統合された時に、どのくらいの支給漏れがあったのかは結果として分かることで、そこまでやるのは検証委員会の任務ではない。

○ 社会保険庁の幹部の責任について、公務員法で、職務を怠った場合の規定があるが、検証委員会において、その規定の該当性についての議論はなかったのか。

→ 例えば、オンライン化の過程をみても、何年も前から計画をしている一方で、組合の反合理化闘争もあり、国全体の予算、人員の問題もあった。いろいろな問題が重層的にあって、なかなか計画どおりにいかない。計画を立てた人が、責任をとれと直ちに言えるような問題ではない。公務員法違反というような性質のものを超えたもっと深い問題として捉えていただいた方が正しいと思う。正確な記録管理という基本的任務に対する意識の欠如から来るゆるみも随所に出て、社会保険庁独特の組織問題と絡んで 5,000 万件の問題となった。個人的に誰の責任だと問うていないから不十分というのは短絡的すぎて、問題の深刻さをよく理解いただいていないということになるのではないか。そういうことでもっと根深い問題である。

○ 歴代の厚生労働大臣のうち、年金記録問題について気付いていた或いは是正しようとした大臣がいたか。それは検証委員会が調べる途中で明らかにならなかったのか。

→ 現場で保有していた問題意識が、大臣まであがっていたかというと伝わっていなかったとみている。村瀬前長官の問題意識は、検証委員会の問題意識と重なっていると感じた。前長官がこうした問題意識を持って組織的な体質の改善に計画を立てておられた、そういう状況は、民間から来られた長官の下で初めて生まれた。そうした問題意識がもっと前にあれば、その都度長官以下で検討し、場合によっては、大臣にあがったかもしれない。

○ 大臣の手の届かないところで、問題が起きたと考えてよいか。

→ きちんと社会保険庁なり年金についての何らかの指導があれば事実はあがってきたのではないか。厳しく問うていけば、事務方から事実もあがってきたのだろうが、そういった動きはなかった。こうしたことも含めて、年金は、国民の安心の基盤であり、記録がきちんと管理されているかという意識を持って厚生労働行政の大事な柱だという大臣がいれば事実も入っていただろうが、そういった動きは検証の中では見られなかった。

○ 大臣に対して、ヒアリングしたか。

→ ヒアリングはしていない。事実関係についてあがったという状況が見られなかったので、お聞きするまでもないと判断した。

○ 厚生労働省事務次官は、ヒアリングしたか。

→ ヒアリングはしていない。

○ 横領等について、保険料未納者には催告しているので必ず発覚する仕組みとなっていると最近まで抗弁していた社会保険庁の意識について、どう考えるか。

→ 村瀬元長官は、いろいろな問題意識はお持ちだったと考えるが、他の不祥事対応に忙殺されるなど、その問題意識を改革に結びつけるに至らなかったと推測している。社会保険庁全体として、記録問題についての問題意識の欠如は、根が深いと思っている。

(文責 事務局)